育児休業の申出が円滑に行われるための雇用環境の整備（第22条第１項）

① 雇用環境の整備を研修により実施する場合の概要

|  |  |
| --- | --- |
| 対象 | 全ての労働者に対して研修を実施することが望ましい。  少なくとも管理職の者については研修の実施が必要です。 |
| 実施時期 | 定期的に実施する、調査を行う等職場の実態を踏まえて実施する、管理職層を中心に職階別に分けて実施する等の方法があります。 |
| 併せて周知した方が良いと思われる事項 | 自社の申出窓口、申出様式、申出手順・方法など、育児休業の申出に必要な事項。  就業規則（育児休業に関する規定）や社内向けの申出マニュアルなどを周知する方法が考えられます。 |

② 雇用環境の整備を研修により実施する場合のメール文案

|  |
| --- |
| 研修対象者各位  全ての労働者を対象に育児休業についての研修を実施します。  東京労働局のホームページに掲載されている従業員研修動画の視聴と、育児休業・産後パパ育休の資料を確認してください。  <https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/ikukai_kensyu_2024.html>  また、実際に育児休業の申請いただく場合は、（例：社内イントラネットの申請手続き）をご確認ください。  育児休業に関する問い合わせは、（例：管理部人事係　内線〇〇〇〇）までお問い合わせください。 |